— 平成30年度 —

組合員のみなさまのための
都工組 第三者賠償保険制度

第三者賠償保険（請負業者特約条項・生産物（PL）特約条項・受託者特約条項・施設所有管理者特約条項セット賠償責任保険）
&交通事故傷害保険

《受託物補償付（工事中組合員が管理する他人の財物破損補償）》

保険金額
- （A型） **1億円**（身体・財物込）
- （B型） **2億円**（身体・財物それぞれ1億円限度）
- （C型） **3億円**（身体・財物込）

ご希望の方は、交通事故傷害保険にも加入でき、入院・通院に対しても保険金が支払われます。

データ損壊特約付プランをご選択いただけます。

【加入申込書のご提出は各地区本部までお願いします。】

締切日は平成30年1月31日（水）です。

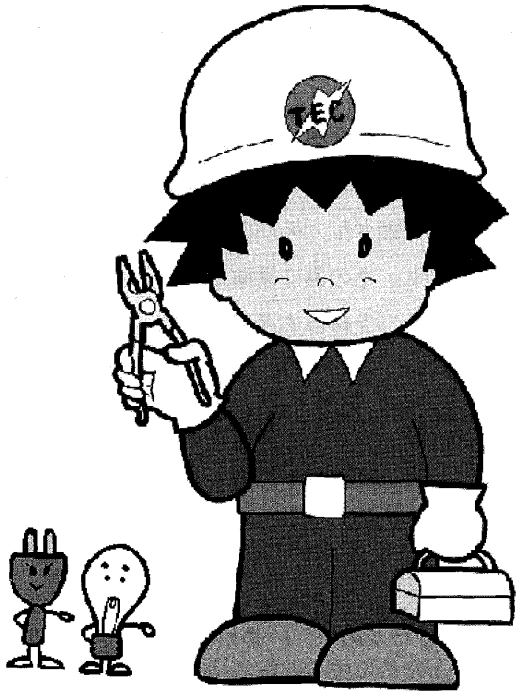

東京都電気工事工業組合

第三者賠償保険制度について

【受託物補償付(工事中組合員が管理する他人の財物破損補償)】

- ●加入対象者　東京都電気工事工業組合の組合員
- ●保険契約者　東京都電気工事工業組合

本年もご希望の方は、交通事故傷害保険に加入できます。

本制度の特色

1．団体制度なので、**一般で加入するよりも保険料が割安で、高額の補償**があります。
2．**第三者賠償保険制度の保険料は、全額損金処理できます。**
　＊今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については税理士にご相談ください。
3．事故が起き、裁判や訴訟を受けた場合は、**弁護士費用等が補償されます。**(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)
4．本制度加入以前に施工した工事の事故も、**事故発生が保険期間中であれば、保険金をお支払いします。**
5．前年同様、若干の保険料上乗せで、組合員の交通事故にも保険金をお支払いします。
6．年1回の簡単な申込みで加入できます。
7．事故対応特別費用(訴訟対応費用)をお支払いします。(100万円/年間限度)
8．被害者対応費用をお支払いします。(身体賠償時のみ。被害者1名：1万円/年間50万円限度)
　※ **事故の際にお支払いする保険金** を参照
9．**データ損壊特約付プラン(データの損壊担保追加条項セット)をご選択いただけます。**
10．**平成28年度から、基本プランに施設所有管理者特約条項と物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項が追加され、補償が拡大しています。**

対象工事

1．電気工事、電気通信工事、管工事、消防施設工事
2．上記を伴う建設業法上の工事
3．1．2．の保守・点検業務

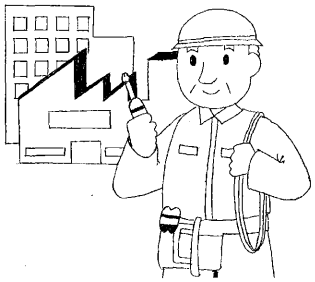

本制度の内容

第三者賠償保険制度に加入された組合員・下請負人(その役員・使用人を含みます)※**1の工事施工中**※**2に発生した賠償事故**、および**工事引渡し後**、その工事上の欠陥などが原因となって**発生した賠償事故**、また組合員所有施設の欠陥や管理の不備、業務活動での不注意によって**発生した賠償事故**により、法律上の損害賠償責任が生じた場合、保険金をお支払いします。さらに交通事故傷害保険に加入された加入対象者(被保険者)には、**交通事故による死亡・後遺障害・入院・手術・通院**に対してご本人に保険金をお支払いします。
例えば、

工事中、誤って工具、機械を落とし、他人を死亡またはケガをさせた場合	○
工事中、誤って他人の財物を破損または火災を出し建物および財物を焼いた場合	○
工事中、お客さま購入の照明器具の取付工事だけを依頼され、その照明器具自体を落として壊した場合	○(100万円限度)
工事中、配線ミスにより飲食店の冷蔵庫が焼損した。その為に営業損失が発生した場合	○(500万円限度)
工事中、鏡の上からコンセントを取りつける際、ネジを締めすぎて鏡を割った場合	○(100万円限度)
工事引渡し後、取付け不良により照明器具が落下し、床が破損した。それに伴い照明器具自体が破損した場合 ※3	○(100万円限度)
工事引渡し後、配線ミス等により建物・財物等を焼いたり人を死傷させた場合	○
工事中、誤ってコンピュータ等の電源を抜いてしまい、作業中のデータを滅失させてしまった **(データ損壊特約プランをご選択の場合)**	○(500万円限度)
自社倉庫 ※4より資材を搬入出する際に、隣家の壁にあてキズを付けた。	○
事務員が業務の為自転車で銀行へ向う途中、通行人とぶつかりケガをさせた。	○
配管工事中に既設の高圧ケーブルを誤って切断したために、一帯が停電した。その停電のせいで、財物の損害はないが、店舗の営業が出来なかったために生じた営業損失	○(500万円限度)

※1　組合員の業務にかぎります。また受託者賠償責任保険と施設所有管理者特約条項は下請負人を含みません。
※2　施工中とは、現場に材料を搬入した時より、完成引渡し・残材撤去までをいいます。
※3　工事引渡し後の作業対象物(直接工事をした箇所)のみの損害はお支払いできません。
※4　卸売業者先はお支払いできません。

事故の際にお支払いする保険金

1．被害者への賠償金
　○身体賠償事故の場合
　治療費、休業補償、慰謝料、死亡・後遺障害の場合は賠償金を一時金でお支払いします。
　○財物賠償事故の場合
　破損した品物(発注者・第三者からの受託物を含みます。)の修理費。
　修理ができない場合は、損害物の減価償却後の時価額限度。
　商品の場合は仕入価額限度となります。
　○間接費用(営業損等)も補償となります。(1事故500万円が限度)
2．被害者に対する**応急措置、緊急措置の費用**
3．裁判訴訟の場合、**裁判費用や弁護士費用など(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)**
4．事故対応特別費用担保追加条項および被害者対応費用担保追加条項による補償
　(a)事故対応特別費用担保追加条項
　　保険期間中：100万円限度
　　訴訟対応費用(訴訟に対応するために支出した以下の費用)
　　●文書作成のために要する費用(相手方当事者・裁判所に提供する文書)
　　●被保険者の役員・使用人に人件費(超過勤務手当等)、交通費、宿泊費
　　●事故の再現実験・原因調査、意見書・鑑定書作成のために要する費用
　(b)被害者対応費用担保追加条項
　　被害者1名：1万円／保険期間中：50万円限度
　　身体障害事故により保険での補償対象となる損害が発生するおそれがある場合
　　●被害者の身体障害に対する見舞金または見舞品購入費用
　　※被保険者が賠償責任を負担することが明らかとなった場合、この追加条項により支払われた保険金は、賠償保険金の一部に充当されます。

5．交通事故傷害保険加入者への**死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金**

保険金をお支払いできない主な場合

◎第三者賠償保険の場合
1．故意によって生じた事故、故意または重大な過失で法令に違反して施工された結果生じた事故
2．工事用機器の損害。(自体または借用中の機器の修理費、取替費用)
3．**欠陥のあることが判明した場合(施工ミス等)や、その疑いのある場合に施工物件の検査、修理、取替などに要した費用**
4．加入組合員の使用人や下請負人等に生じた身体障害(労災の適用)
5．**自体または借用中の自動車(原動機付自転車・ユニック車等の工作自動車を含みます。)の所有・使用・管理から発生した事故による損害(自動車保険の適用)**
6．**工事引渡し後の作業対象物(直接工事をした箇所)のみの損害**
7．地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然事変
8．自社納入品の損害(組立保険の適用)　など

◎交通事故傷害保険の場合
1．被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
2．被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為
3．被保険者の酒気を帯びた状態での運転、無資格運転中の事故
4．職務としての荷役作業に直接起因する事故
5．クレーン車、フォークリフトなど工作用自動車を工事現場内で作業機械としてのみ使用中の事故
6．地震、噴火またはこれらによる津波による事故
7．戦争、暴動(テロ行為を除きます)などによる事故
8．頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの　など

※「保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合」については、必ずそれぞれの特約の「あらまし」をご確認ください。

事故が起きたら

万一事故が発生した場合は、ただちに電話等により組合事務局へ連絡してください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知が無い場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。交通事故の場合必ず警察にお届けください。
事故の円満な解決のため、適切な処置をします。
※第三者賠償事故の場合には、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。なお、ご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた損害賠償金の全部または一部について保険金がお支払いできないことがありますので、必ず事前にご連絡ください。**保険金支払時には損害物の写真・示談書等が必要となります。なお、本保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。**
※損害物、損害状況が写真等で確認できない時は、保険金が支払われない場合があります。

本制度の保険料 …… 年額１回払です。

第三者賠償保険

１．保険料は従事者数により下記の通りです。従事者数は会社全体の人数(役員、事務員を含めます。)および下請負人数を含みます。

２．賠償金１事故５万円までは自己負担となります。ただし、**結線ミスが原因となる事故の場合は１事故10万円までが自己負担となります。**(保険期間１年)　※１事故とは、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいいます。

	A型		B型		C型	
保険期間中通算限度額	年間１億円限度(身体・財物込)		年間２億円限度(ただし、身体・財物それぞれ１億円限度)		年間３億円限度(身体・財物込)	
従事者数	Ⅰ：基本プラン	Ⅱ：データ損壊特約付プラン	Ⅰ：基本プラン	Ⅱ：データ損壊特約付プラン	Ⅰ：基本プラン	Ⅱ：データ損壊特約付プラン
１名～３名	22,900円	24,840円	25,500円	27,440円	29,900円	31,840円
４名～６名	45,700円	49,570円	48,100円	51,970円	60,100円	63,970円
７名～10名	74,000円	80,780円	77,700円	84,480円	97,300円	104,080円
11名～15名	161,300円	171,950円	169,200円	179,850円	180,800円	191,450円
16名以上	保険料は個別に地区本部事務局へご連絡ください。					
Ⅰ・Ⅱプラン共通	①受託物の損害については保険期間通算100万円が限度 ②作業対象物自体の損害については１事故100万円が限度 ③事故に起因した間接費用については１事故500万円が限度		④物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害については１事故500万円が限度 ※②、③、④については下記(例)参照			
Ⅱプランのみ	データ・プログラムの滅失、損傷については１事故500万円限度(P5の「データ損壊特約について」を参照ください。)					

(注)加入における従事者数が異なる場合には、保険金がお支払いできない場合がございますので、正しい従事者数でご加入ください。また、従事者数に変動が多い場合(例、下請負人を多数使用する等)は、年間平均従事者数にてご加入ください。

(例)②作業対象物自体とは…請負工事中に機械器具を取付けている天井、壁、ガラス等へ及ぼした破損損害および請負工事後の作業対象物自体の損害

(例１)鏡の上から照明器具を取り付ける際、ネジを締めすぎて鏡を割ってしまった。

(例２)電気工事引き渡し後、取付不良により照明器具が落下し、床をキズつけた。それに伴い破損してしまった照明器具自体。

(注)照明器具のみの損害はお支払いできません。

③間接費用とは物の損害を伴う事故に起因した間接費用をいいます。(営業損等)

(例３)飲食店の冷蔵庫を配線ミスにより焼損してしまった。その為に発生した営業損

④物の損害を伴わない事故に起因した間接費用(営業損等)をいいます。

(例４)配管工事中に既設の高圧ケーブルを誤って切断し、その結果一体が停電してしまい近隣の飲食店が営業出来なくなり、営業損失を被った。

※同一保険期間内に事故を２回以上起こされ、保険金を２回以上ご請求された場合、その組合員の方は次年度保険料が上記の３割増となります。

※この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出の基礎」は、直近の保険料算出の基礎(従事者数)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。(ただし、保険料が500万円を超える場合は、申込時に別途書類が必要です。)

交通事故傷害保険

・日本国内・国外問わず、所定の交通乗用具＊１との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ＊２をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。

死亡保険金、後遺障害保険金、
入院保険金、手術保険金、通院保険金

＊１　電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両等は除きます。

＊２　身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。(ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。)

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

※ご加入の際、加入対象者・生年月日をご記入ください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、10P以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

組合員・従事者はもちろん、家族の方も加入できます。

(従事者への保険料は損金処理が可能です。詳細は税理士にご確認ください。)

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

(保険期間１年　団体割引20%適用、一括払)

保険金額	死亡(注) 9,200千円	後遺障害 左記の４～100%
	入院保険金日額 6,000円	通院保険金日額 3,000円
	手術保険金 入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の５倍	
保険料	加入対象者１名につき年額 8,000円	

(注)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

加入申込み方法 …… ご希望の方は同封の加入申込書をご提出ください。

ご希望の方は同封の加入申込書をご提出ください。

本制度は年１回募集とし、**平成30年３月１日(午後４時)発効**としますので、**平成30年１月31日(水)**までに、添付振込用紙にて指定口座に保険料をお払い込みいただき、**払込証明書を加入申込書の裏面に貼付のうえ、各地区本部**へ提出してください。

保険期間は**平成30年３月１日(午後４時)～平成31年３月１日(午後４時)**の１年間となります。

自動継続ではありませんので加入申込書の提出をお願いします。

※郵便局でもお振込みいただけます。

データ損壊特約について

工事施工中有体物の滅失損傷または汚損を伴わずに他人のデータまたはプログラムを滅失または損傷(以下「データ損壊」といいます)させた場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(事故例)　工事中、誤ってコンピュータ等の電源を抜いてしまい、作業中のデータを滅失させてしまった。

○保険金額　A～C各コース(型)共通　500万円限度

(ただし、各コースとも財物賠償と合わせて、財物賠償の保険金額を上限とします。例えばAコースなら身体・財物・データ損壊を含めて1億円限度)

○自己負担額　　結線誤り：10万円　　結線誤り以外：５万円

○データ(コンピュータ等)が作業対象物の場合

データの損壊、コンピュータ等の損害賠償は合計で限度額100万円までの補償となります。

○データ(コンピュータ等)が受託物だった場合

コンピュータ等自体をお預かりしていた場合で、データ損壊のみの場合(有体物の損壊がない場合)は補償対象外となります。

請負業者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
③損害の発生および拡大の防止に努めるために 支出した費用
④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。
⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の 発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

１回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。ただし、被保険者の作業中における当該作業対象物(その作業の対象となっている部分をいい、他人が所有するものをいいます。以下同様とします。)の損壊および財物の損壊に起因する他人の財物の使用不能損害(他人の財物に物理的損壊が生じた結果、他人の財物が使用不能となったことによる損害をいいます。以下同様とします。)は補償の対象となります。
(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
ア．記名被保険者が所有する財物
イ．記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
ウ．所有財物および受託財物以外の作業の対象物
⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
⑥記名被保険者の使用人等(下請負人を含む)が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
⑦排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
⑧被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

①原子核反応または原子核の崩壊
②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
③汚染危険
汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
④専門職業危険
- 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
- 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任　など

【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】

①被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
ア．土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
イ．土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊
ウ．地下水の増減
②施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
③航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(注)に起因する賠償責任
(注)貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。
④仕事の終了後(注１)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注２)
(注１)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。
(注２)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任　など

【追加条項の免責事由(物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項の場合)】

①記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意の履行遅滞または履行不能に起因する賠償責任
②生産物または仕事の結果について、被保険が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任
③記名被保険者の管理財物の損壊自体の賠償責任
④生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任　など

生産物賠償責任保険(PL保険)のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。
⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。
なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
＊事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収措置に要した費用については、保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】
①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
ア. 記名被保険者が所有する財物
イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
⑥記名被保険者の使用人等(下請負人含む)が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
⑦排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
⑧被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】
①原子核反応または原子核の崩壊
②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
③汚染危険
汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
④専門職業危険
- 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
- 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任　など

【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】
①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
②生産物または仕事の目的物に欠陥事由が判明した場合またはその疑いのある場合において、当該施設物件の検査・修理取替等に要した費用および生産物もしくは仕事の目的物またはこれが一部をなす財物の回収費用。
③記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
④被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任　など

【追加条項の免責事由(物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項の場合)】
①記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意の履行遅滞または履行不能に起因する賠償責任
②生産物または仕事の結果について、被保険が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任
③記名被保険者の管理財物の損壊自体の賠償責任
④生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
⑤不良完成品損害に起因する賠償責任
⑥不良製造品、加工品損害に起因する賠償責任　など

受託者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、他人から預かった物(受託物)を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

①損害賠償金(修理費等)
②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。
⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】
①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
⑤排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】
①原子核反応または原子核の崩壊
②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
③汚染危険
汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
④専門職業危険
- 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
- 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任　など

受託者賠償責任保険のあらましのつづき

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	**【特約条項の免責事由(受託者特約条項の場合)】** ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する賠償責任 ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失しもしくは盗取されたことに起因する賠償責任 ④受託物の自然の消耗もしくは欠陥または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)またはねずみ食いもしくは虫食いなどに起因する賠償責任 ⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑥屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑧受託物の紛失 など

施設管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 **【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】** ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など **【賠償責任保険追加条項の免責事由】** ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 • 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 • 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア．記名被保険者が所有する財物 イ．記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ．所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など **【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】** ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任 ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア．記名被保険者の役員または使用人 イ．記名被保険者の下請負人 ウ．記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など **【追加条項の免責事由(物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項の場合)】** ①記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意の履行遅滞または履行不能に起因する賠償責任 ②生産物または仕事の結果について、被保険が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任 など

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
●加入申込書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
●保険料算出の基礎となる従事者数、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入申込書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
●この保険契約は複数の保険会社(損害保険ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱)による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
なお、引受割合につきましては、取扱代理店までお問い合せください。
●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて８日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が１年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から３か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●保険責任は保険期間の初日の午後４時(※)に始まり、末日の午後４時(※)に終わります。
(※)加入申込書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として１年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従事者等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで(ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
●この保険の最低保険料(注)は加入申込書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の完成工事高、従事者数等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて
○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)
(１)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

加入申込書等および付属書類の記載事項すべて

(２)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
②業務内容
③損保ジャパン日本興亜が加入申込書以外の書面で告知を求めた事項
④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)
(１)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(２)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(３)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
(４)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1．以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
　＜１＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
　＜２＞上記＜１＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
　＜３＞損害賠償の請求の内容
2．他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3．損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4．損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5．損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
6．他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7．上記の１．～６．のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

●この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
●示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、請負契約書(写)　等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)　等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書　等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書　等

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
　①公的機関による捜査や調査結果の照会
　②専門機関による鑑定結果の照会
　③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
　④日本国外での調査
　⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
　上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

0120-727-110

受付時間
平日／午後5時から翌日午前9時
土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)／24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

■指定紛争解決機関　損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
　一般社団法人日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター
　〔ナビダイヤル〕0570-022808　＜通話料有料＞ IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
　受付時間：平日の午前９時15分～午後５時　(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
　詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。
　また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

交通事故傷害保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は交通事故傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保険契約者：東京都電気工事工業組合
■保険期間：平成30年3月1日午後4時から1年間となります。
■申込締切日：平成30年1月31日(水)
■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者：東京都電気工事工業組合会員企業
●被保険者：上記会員企業従事者およびそのご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、同居の親族で加入された方だけが保険の対象となります。)
●お支払方法：加入申込み方法参照(P．4)
●お手続方法：加入申込み方法参照(P．4)
●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の各地区本部までご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
(注)次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
①交通乗用具との衝突・接触等の交通事故
②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
④交通乗用具の火災　など
(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。
●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故　など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 ＝ 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4％～100％）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 ＝ 入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から180日以内)	
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いしますただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額× 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

用語のご説明

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後４時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて３０日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

（注１）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注２）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

６．保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

７．中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち、未経過であった期間（保険期間うちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

８．複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
なお、引受割合につきましては、取扱代理店までお問い合せください。

引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事） 三井住友海上火災保険株式会社

９．保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（１）保険期間が１年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（２）保険期間が１年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の９割（注）までが補償されます。
（注）保険期間が５年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

10．個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1．保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる契約
□保険金額
□保険期間
□保険料、保険料払込方法
□満期返れい金・契約者配当金がないこと

2．ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。
□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3．お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先　(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店　**株式会社総合保険企画**
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町３- ２- ２天心館ビル303号室
TEL：03-5577-6390　FAX：03-5577-6393
(受付時間：平日の午前９時から午後５時まで)

●引受保険会社　**損害保険ジャパン日本興亜株式会社　企業営業第五部第一課**
〒103-8255 東京都中央区日本橋２- ２-10 ３F
TEL：03-3231-4262　FAX：03-3231-9892
(受付時間：平日の午前９時から午後５時まで)

●指定紛争解決機関　損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター
〔ナビダイヤル〕 **0570-022808**　<通話料有料> IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間：平日の午前９時１５分から午後５時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

0120-727-110
受付時間
平日／午後5時から翌日午前9時
土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。) /24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また、３か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

こんな事故がご心配な方は……組立保険
（都工組第三者賠償保険とは別の保険です。）

工事の目的物に対する保険の手配が必要な場合、組立保険にご加入いただくことで対応が可能です。組立保険の対象は、工事の目的物およびその材料等で、工事中の不測かつ突発的な事故で被った損害を補償します。

（事故例）

●自社機材および自社納入品が現場で盗難にあった。

●工事現場が火災になり、自社資材等が焼損した。　　など

※お問い合わせ、お申込みにつきましては、取扱代理店までご連絡ください。

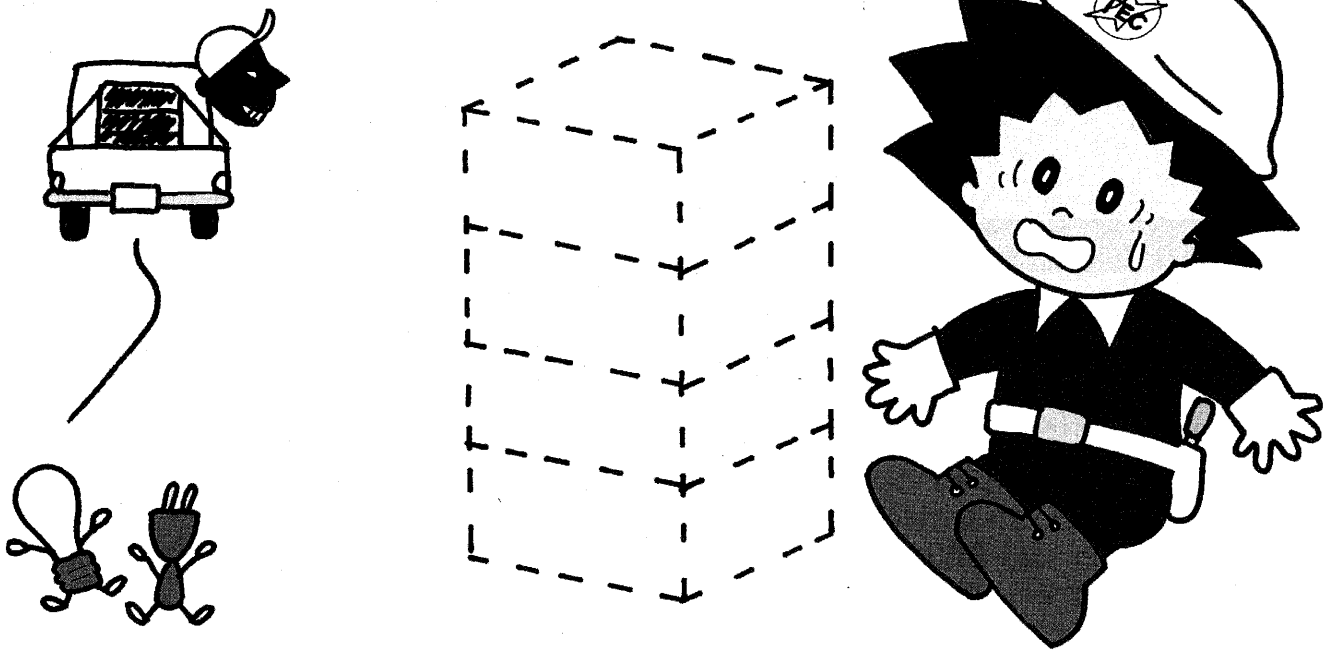

本制度取扱窓口（保険契約者）

本パンフレットは概要をご案内したものです。詳細に関しましては、下記取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

東京都電気工事工業組合

〒104-0045 東京都中央区築地3-4-13　TEL：03-3542-7301

加入申込書のご提出は、
各地区本部までお願いします。

取扱代理店

株式会社総合保険企画

〒101-0052　東京都千代田区神田小川町3-2-2
天心館ビル303号
TEL：03-5577-6390　FAX：03-5577-6393
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

引受幹事保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
企業営業第五部第一課

〒103-8255　東京都中央区日本橋2-2-10　3F
TEL：03-3231-4262　FAX：03-3231-9892
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

承認番号：SJNK17-13495　承認年月日：2017/10/26　BR